

平成31年1月30日

日本年金機構

日本年金機構役員報酬規程の改正について（案）

1. 改正の趣旨

平成30年人事院勧告を踏まえ、日本年金機構の役員の報酬について、国の指定職の取扱いに準じた日本年金機構役員報酬規程の改正を行う。

2. 改正の概要

賞与の改定 年間3.30月 → 年間3.35月（+0.05月分引き上げ）

①勤勉手当の支給可能総額の月数を下記のとおり変更

年間1.90月分 → 年間1.95月分（+0.05月分引き上げ）

②期末手当について6月期と12月期が均等になるように配分する

年間1.40月分（6月期0.625月、12月期0.775月）

→ 年間1.40月分（6月期0.700月、12月期0.700月）※年間支給月数は変更なし

3. 改正・施行予定日

平成31年2月1日

※勤勉手当について平成30年12月期賞与から遡及適用し、支給済賞与との差額相当額を平成31年3月に支給予定

※期末手当について平成31年6月期より適用

○ 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

（役員の報酬等）

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当（以下この条において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。
- 5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成30年法律第82号)の概要

- 人事院は平成30年8月10日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概要

1 月例給の改定【平成30年4月から改定】

俸給表を400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

(初任給については1,500円、若年層については1,000円程度の引上げ)

※ 指定職職員(本省の部長、審議官級以上)については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【平成30年12月期から改定】

一般の職員 年間4.40月分 → 4.45月分(0.05月分引上げ)

指定職職員 年間3.30月分 → 3.35月分(0.05月分引上げ)

3 その他【平成30年4月から改定】

宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定
(普通宿日直: +200円 医師当直: +1,000円 等)

4 施行期日

公布の日(一部の規定は平成31年4月1日)

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率88.2%）

＜月例給＞ 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

＜ボーナス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

2 給与改定の内容と考え方

＜月例給＞

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

＜ボーナス＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討